

入社等により、これまで個人で納付する方法（普通徴収）であった従業員を特別徴収へ切り替える場合

年税額75,000円の人が令和6年8月1日に入社した場合

年税額	1期分 (6月末日納期限)	2期分 (8月末日納期限)	3期分 (10月末日納期限)	4期分 (翌年1月末日納期限)
75,000円	21,000円	18,000円	18,000円	18,000円

年税額(ア)75,000円 普通徴収済額(イ)21,000円

未徴収税額(ウ)54,000円=特別徴収へ切り替える額

届出書は、異動があった日の**翌月10日必着**で提出してください。

婚姻等により名字が
変更した場合は、旧
姓も記入してくださ
い。

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

(あて先)		給与(特別徴収)の支払者		所在地		412-8601 御殿場市秋原483		特別徴収義務者の指定番号		7000011		新規	
御殿場市長		フリガナ		フリガナ		ゴテンバンシコウ 御殿場振興 株式会社		法人番号		123456789012			
令和6年8月15日提出		代表者の氏名		代表取締役社長 御殿場 太郎		この届出に係る連絡先		氏名		人事労務課経理係 みくりや 花子			
		職				電話		0550-82-4129					
(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税・森林環境(納税)通知書」を確認のうえ、記入してください。		給与所得者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)		(イ) 普通徴収税額 (※ 1期までの納付済の場合は納期未分明)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		指定番号事前通知		要・不要	
フリガナ		ハギワラ ケイロウ		旧姓		75,000円		21,000円		54,000円		要・不要	
氏名		秋原 一郎								異動年月日		特別徴収開始予定月	
生年月日		昭和・平成 33 年 1 月 1 日								令和 6 年 9 月 11 日		9 月分から (10 月 11 日納付分) 特別徴収を開始します。	
1月1日現在の住所		〒412-0028 御殿場市御殿場1-1-1								6 年 8 月 1 日			
現在の住所		〒 同上											
異動理由		① 入社したため ② 本人から希望があったため ③ その他				普通徴収分納税通知書番号		(不明の場合は省略可) 1234567		普通徴収での口座振替		(不明の場合は省略可) 有・無	
注意事項		1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切り替えができないので、本人に納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切り替えは、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐため、未納期分については、本人宛に送付された普通徴収の納税通知書を添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。											

既に御殿場市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号を必ずご記入ください。御殿場市での特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○をつけてください。

御殿場市では、月末までに届いた異動届をもとに、翌月20日頃に変更の通知を発送します。(一部例外あり。3ページ参照) 事務処理上、それ以前に新規の指定番号・月割額を確認したい場合は「必要」、納入書が必要な場合は、「要」に○をつけてください。

(※正式な通知ではなく事前の電話連絡となりますのでご了承ください。)

●特別徴収への切り替えのお願い

従業員は、就職により特別徴収に切り替わると思う方が多いため、就職後に普通徴収分を納め忘れることが少なくありません。年度途中の入社であっても、特別徴収への切り替えにご協力ください。なお、届出書の提出が普通徴収の納期を過ぎた場合、納期の過ぎた分は特別徴収には切り替えられませんので、必ず従業員自身で納付するようお伝えください。